

神戸市土木系建設コンサルタント業務等履行成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市土木系建設コンサルタント業務等検査要綱第14条に基づき、本市の発注するその他請負契約および委託契約による土木系建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書及び神戸市発注者支援業務共通仕様書を適用する業務とする。

- 2 評定は、当初請負金額（消費税等相当額を含む）が100万円を超える業務について行うものとする。
- 3 ただし、単価契約の業務については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 業務の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、担当監督員、主任監督員、検査員の3者とする。

- 2 担当監督員、主任監督員とは、神戸市土木系建設コンサルタント業務に関する監督員設置基準に定める監督員をいう。
- 3 検査員とは、神戸市土木系建設コンサルタント業務等検査要綱に定める検査員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、業務ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、土木系建設コンサルタント業務成績評定考査基準に基づき行うものとする。
- 4 評定者は、別紙様式第1「建設コンサルタント業務等成績評定表」（以下「評定表」という。）に評定の結果を記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 担当監督員及び主任監督員は当該業務が完成した時、検査員は完成検査実施時に、それぞれ評定を行うものとする。

(報告書の提出)

第6条 評定者は、その他請負契約については別紙様式第1を、完成検査合格後14日以内に行財政局財政部契約監理課長あて提出するものとする。

(成績評定通知書の送付)

第7条 主管課は、評定者から評定表の提出を受け、別紙様式第2「神戸市土木系建設コンサルタント業務等履行成績評定通知書」(以下「通知書」という。)を作成し、受注者に対し送付するものとする。

(その他)

第8条 通知書の送付について本要領に定めがない場合については、工事成績評定通知実施要領に準拠するものとする。

附則

この要領は平成22年6月1日から施行し、平成22年6月1日経理契約受付分より適用する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日より適応する。